

国連憲章を改めて読んで見た

JJ1SXA/池

国連憲章をじっくり読む機会は無かったが、改めて読んでみた、といっても法律の専門家では無いどころか、ど素人だ、難しい事は分からないし、解釈が間違っても知れないが、あえて、疑問点を考えて見た。

第 1 条、「国際の平和及び安全を維持すること。そのために、…」となっている。

要は、国連加盟国が、全員で協力して「侵略行為その他の平和の破壊の鎮圧」のために「有効な集団的措置をとる」と明記している。

何故日本は、集団的自衛権は行使出来ないとしていたのか？明らかに国連加盟国としては、国連に対する裏切りでは無いか？

憲法 9 条が邪魔をするなら、改正すべきで、どれだけ国際協調の足並みを乱しているか計り知れない。

国連が国連軍や国連承認の多国籍軍を結成して活動する際、最近では、自衛隊もこれに参加するようになったが、他国の軍隊を守るために武力行使が出来ないとか、全く独善的行為では無いだろうか。

第 49 条、「国際連合加盟国は、安全保障理事会が決定した措置を履行するに当たって…」となっている。

国連に加盟した時点で、集団的自衛権は行使されているのである、それが行使出来ないというのは、日本のわがままであり、独善的な悪に過ぎず、正に世界からすれば、傲慢な態度でしかないのでは無いか？

こうした独善が、日本は、世界秩序の連携を乱している事にならないか？

第 51 条、「この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、…」となっている。

国際連合における自衛権の解釈は、国連安全保障理事会が必要な措置を取るまでの間に、時限的に加盟各国に保障されている権利でしかない。

国連の安保理が、必要な措置を行使した場合は、加盟各国は、自衛権を国連に委任し、その下で行動する事が義務付けられている。

つまり、国連加盟国は、自動的に、加盟国すべてと相互防衛条約を結んでいる事になる、日本の安全保障の体制は、日本の勝手な解釈による独善を廃し、世界秩序の現状を理解して、その秩序とその維持のための連携を乱さぬようにして行われなければならないのでは無いだろうか。

集団的自衛権の行使容認が、戦争をする国になると、大袈裟に宣伝して、国民を惑わすマスコミは、何を考えているのだろう、自分の国は自分たちで守らなければどうするのだ、世界と連携し、持ちつ持たれつで事に当たるのは当然でしょう、行使に歯止めをかけた大威張りの党は視点が違っていないか？

(6.Aug,2014 記)